回覧

かんきょうだより

第59号
発行日：平成27年4月1日
発行元：役場住民課

平成27年度猿払村新エネ・省エネ設備等導入促進補助金申請受付けについて

猿払ECO CO_2-10% チャレンジ

平成２７年４月１日から受付を開始しました！

〇対象となる設備及び補助金の額

●太陽光発電設備設置　補助金額　上限35万円（細かな基準があります）

●省エネ給湯設備設置　補助金額　対象経費の10分の1　上限10万円

●LED照明設備購入　補助金額　対象経費の2分の1　上限2万5千円下限1万円

●木質系燃料ストーブ購入　補助金額　対象経費の2分の1　上限5万円（1台限り）

※受付期間：平成２７年４月１日から平成２８年２月２９日まで
太陽光発電設備は　平成２７年９月３０日まで
詳しくは役場住民課生活環境係にお尋ねください（電話２－３１３３）

平成26年度の実績は以下のとおりとなりました。

●太陽光発電設備設置	申請件数	0件		
●省エネ給湯機設備設置	申請件数	0件		
●LED照明設備購入	申請件数	49件	交付金額	1，083，000円
●木質系ストーブ購入	申請件数	1件	交付金額	50，000円

平成27年4月1日より **「フロン排出抑制法が施行」**

オゾン層の破壊と地球温暖化の原因となるフロン類の排出抑制を一層強化するため、フロン類の製造、使用、廃棄に至る包括的な規制措置を講じる「フロン排出抑制法」（改正フロン回収・破壊法）が4月1日より施行されました。
フロン類（HFC、HCFC、CFC）が冷媒として使用されている**業務用冷凍冷蔵・空調機器の管理者**（機器の所有者等）には、冷媒漏えい防止のための**機器の点検**、**漏えい時の修理**、**修理なしでの充塡の原則禁止**、**機器整備の結果の記録・保存**等が義務づけられます。

制度の詳細は、環境省ホームページ↓
（http://www.env.go.jp/seisaku/list/ozone.html）をご覧ください。

問い合わせ先　北海道環境生活部地球温暖化対策室（011－204－5189）
北海道宗谷総合振興局環境生活課　（0162－ 33－2921 ）